

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた御坊市にお住いの農業者の皆様へ

◇高収益作物次期作支援交付金のご案内◇

高収益作物次期作支援交付金とは

新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が発令された令和3年1月から3月までの間に売上減少の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者に対して、減収の範囲内で支援を行うものです。

支援対象となる要件とは

下記の(1)、(2)の要件を満たす農業者

- (1) 令和3年1月から3月の間に、「メロン、つまもの類、香酸カンキツ、切り花、こまつな、みずな、洋らん(鉢物)」について基準年(前々年もしくは平年)の同時期より売上が減少している方
- (2) 収入保険に加入している、又は今後加入へ向けて共済組合との保険設計の相談等を行う方

収入保険の問合せ：NOSAIわかやま中部支所 TEL:0737-63-5121

*収入保険の加入者は、収入保険の保険金等を算定する際に交付金の交付額を収入として計上する必要があります。

【留意点】 前回までの公募で既に交付金を受け取った農業者も支援を受けることができます。

申請受付について【ご注意】

新型コロナウイルス感染防止の観点から申請手続き【7月21日(水)締め切り】については、完全予約制とさせていただきますので、6月28日(月)から7月9日(金)までに事務局(☎52-7501)まで電話予約下さい。

* 予約のされていない方の対応は出来ませんのでご注意下さい。

～減収額を証明できる書類をご準備の上お問い合わせ下さい～

【お問い合わせ先】

御坊市地域農業再生協議会

(事務局:御坊市役所4階 農業委員会室)

TEL:0738(52)7501へお問い合わせ下さい。

【支援内容】高収益作物の次期作に向けた取組を支援します

★ 高収益作物の次期作に向けた取組例

- ・生産・流通コストの削減の取組
- ・種苗、肥料、農薬等の資材の導入
- ・土づくり・排水対策の取組
- ・作業環境の改善の取組
- ・事業継続の計画の策定

★ 次期作の支援単価

- ① 基本単価 : 5.5万円／10a
- ② 高集約型品目の単価 : 80万円／10a

注)②は、単位面積当たりの経費が著しく高い施設栽培の品目(切り花など)に限ります。また、この場合の施設は加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設に限ります。(雨除けハウスは除きます。)

交付額及び交付対象面積の算定について

交付上限額: 支援対象品目における、令和3年1月から3月の**売上減少額の合計の8割(A)**

交付対象面積: 公的資料に記載されたほ場面積を基に**下記の方法により算定(B)**

①の面積を上限として、②の面積を対象とする。

- ① 支援対象品目の作付け面積のうち、令和3年1月から3月の出荷実績ある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の面積
(ただし、出荷時期が1～3月以外に渡る場合には、全体の出荷量から1～3月の出荷の割合を按分する等の方法により算出)
- ② 次期作における高収益作物の作付け面積のうち、定められた取組項目のうち2つの取組を同一ほ場において実施する面積

◆ 農業者への交付額

(A)、(B)のうち
小さい額

- (A). 農業者ごとの交付上限額
- (B). 交付対象面積 × 支援単価
(5.5万円／10a、80万円／10a)

必要書類について

- ① 支援対象品目の売上げ減少が確認できる書類
- ② 出荷実績を証明する書類(出荷伝票、仕切書等)
- ③ 次期作の農地について、地番及び面積を証明する書類
(証明書類: 固定資産課税明細書、農地台帳、登記事項証明書(登記簿謄本))
- ④ 施設の場合、園芸施設共済証書(加入しない場合、実測図面等が必要)

その他必要書類については、問い合わせの際にご説明します。